

大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助金についてのご案内

大阪市推薦による申込みで大府センターの研修受講が決定した方については、受講料・交通費・宿泊費を大阪市において負担します。そのうち、交通費・宿泊費は大阪市認知症介護指導者養成研修事業補助金として交付します。補助内容および手続きの流れは次のとおりです。

また、補助金の交付は研修修了後、後払いとなりますので、研修受講者ご本人または研修受講者が所属する事業所において先払いをお願いします。

（受講料は大阪市から大府センターへ直接支払います。）

補助内容

各種費用	補助内容
旅費	原則として、勤務地から研修会場（認知症介護研究・研修大府センター）までの往復の区間について、最も経済的な通常の経路及び方法（近鉄特急を利用した経路）により旅行した場合の旅費に相当する額を限度として、補助金の交付の対象とします。
宿泊費	1泊あたり、認知症介護研究・研修大府センターの宿泊施設の宿泊費に相当する額（1人1泊2,000円）を限度として、研修期間中の宿泊（研修日程初日の前泊を含む（最大17泊）。）に要した額を補助金の交付の対象とします。

手続きの流れ

●研修前

1. 補助金交付申請書の提出

本市推薦による大府センターの研修受講が決定した方へ補助金交付申請書の提出についてご連絡します。その際に提出方法等詳細をお知らせします。

2. 補助金交付決定の通知

申請内容を確認し、その後、補助金交付決定通知書によりお知らせします。

●研修後

3. 補助金実績報告書の提出

研修後、補助金実績報告書の提出についてご連絡します。

※ なお、実績報告にあたり、交通費・宿泊費の領収書の写しの提出が必要となりますので、領収書の保管をお願いします。ただし、公共交通機関（電車・バス等）をご利用の場合、領収書の写しの提出は不要です。

また、自家用車をご利用の場合は、高速料金が補助金対象となり、高速料金の領収書の写しのご提出が必要となります。なお、その場合であっても公共交通機関（近鉄特急等）を利用した限度額となります。

4. 補助金額確定の通知

実績報告の内容を確認のうえ、補助金額を確定し、補助金額確定通知書によりお知らせします。

5. 請求書の提出・補助金のお支払

補助金額確定通知書とともに金額確定した補助金の請求書の様式をお送りします。必要事項をご記入のうえお送りください。請求書受領後、支払手続きを行います。